

徳島県吹奏楽連盟表彰規定

(功 勞 賞)

①学生・生徒・児童

第1条 当該年度小学校・中学校・高等学校・大学の新規卒業生で本県の吹奏楽の発展に貢献したと認められるものに対し、功勞賞を授与する。

第2条 功勞賞は1校1名とする。

第3条 功勞賞は学校の顧問が推薦し、理事長が承認する。

第4条 功勞賞の賞状は事務局が作成し、各学校に送付する。

②演奏者・指導者・顧問・その他

第1条 本連盟会員及び吹奏楽関係者の中で、本連盟に対して著しく功勞のあった者に贈る。

第2条 本連盟主催行事に参加した年数が20年から10年ごとに贈る。

(1) 演奏者の場合の功勞賞は年度末に自己申告し、理事長が承認する。

(2) 指導者・顧問の場合の功勞賞は常任理事会で提案し、理事長が承認する。

③連盟役員

第1条 本連盟役員の中で、本連盟に対して著しく功勞のあった者に贈る。

(1) 理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・各事業部長を10年務めたごとに贈る。

(2) 各事業部理事は15年務めたごとに贈る。

(2) その他、連盟に功勞があったと認められた場合、常任理事会で提案し、理事長が承認する。

平成15年 4月20日全面改訂